（エティオピア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本委員長は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する栄光を有します。

（日本側書簡）

本委員長は、さらに、閣下の書簡に述べられている了解をエティオピア帝国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものであることに同意する栄光を有します。

本委員長は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百七十一年十一月九日にアディス・アベバで

エティオピア帝国政府

企画委員会委員長　テカリグン・ゲダム

日本国大使　瓜生復男閣下

○外務省告示第三百五十七号

令和七年八月二十日にキーウで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がウクライナ政府との間に行われた。

令和七年九月十六日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　一億二百万円

3　贈与の供与期限　令和十四年十二月三十一日

4　署名者

日本側　中込正志在ウクライナ大使

ウクライナ側　ナタリア・アリウシナ国家公務員庁長官

令和七年九月十六日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第三百五十八号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和七年九月一日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかつたので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失つた。

令和七年九月十六日

外務大臣　岩屋　毅

記

失効年月日　令和七年九月一日

発行年月日　令和五年七月二十四日

旅券番号　TT四一一六九〇五

○国土交通省告示第八百八十四号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の九の規定により、同規則第十八条の六第二項第二号に掲げる事項について変更の届出があつたので、同規則第十八条の十八第二号の規定により、公示する。

令和七年九月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

(一)　登録番号　39

(二)　登録基幹技能者講習実施機関の名称

公益社団法人　全国解体工事業団体連合会

(三)　変更後の登録基幹技能者講習を行う者の住所

東京都中央区日本橋三丁目十四番地五号　祥ビル五階

(四)　変更後の登録基幹技能者講習事務を行う事務所の所在地

東京都中央区日本橋三丁目十四番地五号　祥ビル五階

(五)　変更年月日　令和七年二月十日

○観光庁告示第八号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、一般社団法人全国旅行業協会（登録研修機関第十八号）から代表者の氏名を変更する届出があつたので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

令和七年九月十六日

観光庁長官　村田　茂樹

一　代表者の氏名の変更

変更前	二階　俊博
変更後	近藤　幸二

二　変更の年月日　令和七年六月二十五日

○関東地方整備局告示第百九十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山梨県南巨摩郡身延町下山字清水澤七八七三番一から同町下山字清水澤七九六九番一まで	前	三〇・一八～三八・九一メートル	〇〇・〇二九キロメートル
	後	三八・八一～五八・三三メートル	〇〇・〇二九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百九十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山梨県南巨摩郡身延町波木井字古屋敷二八〇七番二から同町波木井字大切二九二八番一まで	前	六三・〇〇～八五・一〇〇メートル	〇〇・〇三一キロメートル
	後	六三・〇〇～八五・一〇〇メートル	〇〇・〇三一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○中部地方整備局告示第八十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十六日

中部地方整備局長　森本　輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
下呂市門原字牧ケ平五五五番一から同市三原字カメガイシ五三五番一まで	前	BA 一二・八七～二〇・四四	五七・二四メートル	
	後	BA 一二・八七～二〇・四四	五七・二四メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 一〇八・八〇～一四三・四四	三・〇九七キロメートル	
	後	BA 一〇八・八〇～一四三・四四	二・八七六キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

○中国地方整備局告示第六十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十六日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十四号及び百八十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
三次市粟屋町三二四一番一五から同市粟屋町三二四一番七まで	前	二〇・〇〇～二四・〇〇メートル	〇〇・〇六五キロメートル
	後	二三・一〇～四四・五〇メートル	〇〇・〇六五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局三次河川国道事務所